性黑岩水仙郷

日本三大群生地の一つの水仙の名所。 淡路島最高峰、標高608mの輸鶴羽山の 南斜面、平均斜度45度という急斜面に約 500万本もの野生のニホンスイセンが咲乱 れます。頂上の展望台からの眺めは抜群 で、あたり一面、紀淡海峡からの風が運ぶ 水仙の甘い香りでつつまれます。





造 サ 香 0 D ラ 物 品め わ 玉 にゆ ね か め B ぎ 芽 め か わ カン B

(Aコース・Bコース出発時間のお知らせ) かんぽの宿淡路島 8:15 出発

ジャンボオーナーズ淡路島 8:50 出発

東浦バスターミナル 9:00 出発



出発日 2月4日、5日、6日、7日、8日、 12日、13日、14日、15日

大人/お一人さま 小人/お一人さま 5,000円 4,500円 (税込) (税込)

【食事条件:昼食1回】

- *料金に含まれるもの、バス乗車料金 水仙郷入場料、昼食料金、消費税。
- *添乗員、ガイドは同行いたしません。
- *最少催行人員1名。

《Aコース行程》

10:25 着 (観光) 11:10 発 各地⇒ 「灘黒岩水仙郷」を自由散策 ⇒

「道の駅うずしお」にて新春めで鯛づくしをご賞味

11:50 着 (昼食) 12:50 発

13:25 着

(休憩・お買い物)

13:55 発

「たこせんべいの里」にて淡路特産たこせんべいのお買い物

⇒東浦バスターミナル(14:20頃)⇒ジャンボオナーズ淡路島(14:30頃)⇒かんぽの宿淡路島(15:05頃) *気象条件・交通事情により時間・行程を変更する場合があります。予めご了承願います。



【たこせんべいの里】

-Aコースでは<mark>淡路特産たこせんべい</mark>のお買い物どころ、 「たこせんべいの里」へ立寄ります。たこせんべいの里 ではたこせんべいの小袋をプレゼント。又、コーヒーが 無料でお召し上がりいただけるほか、試食が可能です ので、味見の後にお買い物を。

* 出発確約としておりますが、当社事由でない、道路寸断や気象条件等、安全確保の為に出発を取りやめる事がございます。予めご了承願います。

各地⇒

《Bコース》

日程

出発日 2月2日、3日、9日、10日、 11日、16日、17日、

大人/お一人さま 小人/お一人さま 5.500円 6,000円 (税込) (税込)

【食事条件:昼食1回】

- *料金に含まれるもの、バス乗車料金 水仙郷入場料、阿波踊り見学料、 昼食料金、消費税
- *添乗員、ガイドは同行いたしません。 *最少催行人員1名。

《Bコース行程》

11:10 発

11:50 着

(昼食)

12:50 発 「道の駅うずしお」にて新春めで鯛づくしをご賞味

「灘黒岩水仙郷」を自由散策 13:45 着

(観光・お買い物)

15:10 発

⇒ 大鳴門橋 ⇒ 「阿波踊り会館」にて本場阿波踊りをご見学(公演14:00~14:40) ⇒ 大鳴門橋

⇒東浦バスターミナル(16:45頃)⇒ジャンボオナーズ淡路島(16:55頃)⇒かんぽの宿淡路島(17:30頃) *気象条件・交通事情により時間・行程を変更する場合があります。予めご了承願います。



【阿波踊り会館】

Bコースでは大鳴門橋で徳島へ渡り、阿波踊り会館に て本場の阿波踊りをご見学いただきます。

阿波おどり会館専属の「阿波の風」による古風なおど り・現代のおどり 花・鳥・風・月になぞっての阿波おどり の実演をお楽しみいただきます。公演終了後は1F「あ るでよ徳島」にて徳島特産品のお買い物を。

* 出発確約としておりますが、当社事由でない、道路寸断や気象条件等、安全確保の為に出発を取りやめる事がございます。予めご了承願います。

TEL:0799-62-

*ご旅行に参加ご希望の方は、ショーゼン・ツアー TEL:0799-62-5222へご連絡いただくか、 下記へ必要事項をご記入の上、FAX:0799-62-6827へ送信ください。

ご旅行申込用紙 送付先

フリガナ 氏名	住所	〒 –	
電話番号 *携帯電話でも可	参加予定人数		名

確認次第、申込に関する下記関係書類を当社より上記載いただきましたご住所へ郵送いたします。

旅行出発までの流れ

- 1. ショーゼン・ツアーへお電話をいただくか、当用紙に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込ください。
- 2. 当社より、下記関係書類を郵送いたします。

(関係書類)

① ご旅行申込書

④ ご旅行申込書返信用封筒

② ご旅行条件書

- ⑤ 払込取扱票(郵便)
- ③ ご旅行代金お支払方法/乗車場所のご案内
- 3. 下記、ご旅行条件書をご確認の上、「ご旅行申込書」に必要事項をご記入いただき返信用封筒にて ご返信ください。
- 4.「ご旅行代金振込み案内」にしたがい、旅行代金をお振込み下さい。
 - 注1) 当社指定の期日までに、「ご旅行申込書」の返信、ご旅行代金の振込みがなされなかった場合、 当社はお申込はなかったものとして取り扱いいたします。(書類到着後3日以内)
 - 注2)旅行代金を当社が受領した時点で「旅行契約」が成立するものとします。
- 当社より、ご旅行についての「確定書面」を出発日の7日前までに郵送いたします。
- 6. 確定書面をご持参の上(乗車券の替わりとして取り扱います)、出発日ご乗車場所へお気をつけて お越し下さいませ。

ショーゼン・ツアー ご旅行条件書 *お申込みの際は、このご旅行条件書を確認の上、お申込ください。

1. 主催旅行契約

ショーゼン・ツアーは株式会社ショーゼン(以下「当社」と いう)が主催する旅行であり、この旅行に参加されるお 客様は当社と主催旅行契約を締結する事になります。 また契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)の 各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件 上ります。

2. 旅行のお申し込み

- (1) 申込書に所定の事項を記入のうえ、お一人様につき コースごとに記載されている旅行代金の全額を添えてお 交付しなかったとき。 申し込みいただきます。またお客様が旅行の参加に ● 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した 際し、特別な配慮を必要とする場合には、お申し込み の時に申し出てください。可能な範囲内で当社は
- (2) 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による お申し込みを受け付けます。この場合予約の時点では 契約は成立しておらず、当社が予約の承諾を通知した 後、お客さまに申し込み書類が到着後3日以内に申込書 と旅行代金の全額を提出していただきます。 旅行代金支払いがなされない場合は、当社はお申込は ったものとして取り扱います
- 3. 契約の成立と契約書面の交付 (1) 主催旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し前項の 旅行代金の全額を受領したときに成立するものとします。
- (2) 当社は契約の成立後旅行日程、旅行サービスの内容 その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載 した書面(以下「契約書面」といいます)をお渡しいた します。この場合、当社が手配し旅程を管理する業務を負 う旅行サービスの範囲は、当契約書面に記載
- 6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の15日前までにお支払い下さい。 ● お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の 旅行代金に含まれるもの

- その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示 したもの。 上記諸費用はお客様のご都合により、一部利用され
- なくても払い戻しけいたしません 8. お客様からの旅行契約の解除
- (1) 旅行開始前

お客様はいつでも次に定める取消料(お一人様につき)を お支払いいただいて、旅行契約を解除することができ Aいいただいて、旅行契約を解除することができ に対して適知があった場合に限ります。 この場合、既に収受している旅行代金から所定の (2)当社は、手荷物について生じた前項の損害については、 取消料及び振込み手数料を差し引き払い戻しいたします。

取り消し日		取り消し料	
出発日の	7日前から2日前まで	代金の	30%
前日から起算して	前日に取消し	代金の	40%
出発日の当日の取り消し		代金の	50%
参加後の前途放棄及び無連絡不参加		代金の	100%

- 最終旅行日程表及び旅行業約款(主催旅行契約)に 契約内容が、第13項の別表左側1~7の重要な変更 であるとき。
 - 第8項(1)に基づいて旅行代金が増額改定されたとき
 - 当社がお客様に対し、第6項の期日までに確定書面を
 - 旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。 (2) 旅行開始後
 - お客様のご都合により途中で契約を解除又は一時離脱 された場合及び旅行代金に含まれている旅行サービスの 一部を、ご利用にならなかった場合も、お客様の権利 放棄とみなし、 一切の払い戻しをいたしません
 - 当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行 代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に 係る部分をお客様に払戻しいたします
 - 9. 当社からの旅行契約の解除及び催行の中止 当社は次に掲げる場合において、旅行開始前に主催 旅行契約を解除することがあります。
 - お客様が当社にあらかじめ明示した性別、年齢、資格 技能その他の参加旅行者の、条件を満たしていないこと が判明したとき。
 - お客様が病気その他の事由により、当該旅行にたえら れないと認めるとき。
 - 円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、 天災地変、戦乱、運送機関等における旅行サービス提供 食事代、旅行取扱料金、入場料、拝観料。 の中止、国内外の官公署の命令その他の当社の関与 できない事由により、契約書面に記載した旅行日程 に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、 又は、不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - 10. 当社の責任及び免責事項
 - (1) 当社は、旅行契約の履行に当って、当社の故意又は過失 によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する 責に任じます。ただし、損害発生日から2年以内に当社
 - 同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算

- して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、 旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意又は重 大な過失がある場合を除きます。)として賠償いたします。
- (3) お客様が次に例示するような事由により損害を被られた 場合、当社に故意、過失がないときは、賠償の責を負う ものではありません。
 - a.天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日 程の変更もしくは旅行の中止
 - b.運送・宿泊機関の事故もしくは火災又はこれらのために 生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 c.官公署の命令又は伝染病による隔離
 - d.自由行動中の事故
 - e.食中毒
 - f.盗難
 - g.運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日 程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- お客様の責に帰るない事由により最終旅行日程に従った (1) お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸経費、お客様の旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は 不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、 別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用 をお客様にご負担いただきます。
 - 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
 - (2) お支払い対象代金とは、募集広告またはパンフレットに 旅行代金と表示した金額、プラス追加代金として表示 した金額、マイナス割引代金として表示した金額をいい ます。この合計金額は、第3項のお申込み金、第9項の 取消料、第12項の変更補償金の額を算出する際の基準 となります
 - 14. 基準期日

の旅行条件は、平成19年2月1日現在を基準としています 旅館・ホテル内において、お客様が酒類・料理・その他の サービスを追加された場合は、消費税(5%)等が

兵庫県知事登録旅行業 第2-544号 全国旅行業協会会員

ショーゼン・ツア-

〒656-2154 兵庫県淡路市木曽下162-3

TEL 0799-62-5222 FAX 0799-62-6827 http://www.shozen.com

国内旅行業務取扱管理者/赤池 浩明・山形 義幸